

第 3 回 座間味村議会定例会

第 2 日 目

9 月 1 4 日

令和5年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 9 月 1 3 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	令和5年9月14日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和5年9月14日 午後0時25分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉 之 介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	中 村 秀 克	6 番	宮 平 清 志
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 平 明
	副 村 長	宮 平 真 由 美	船 舶 ・ 観 光 課 長	中 村 悟
	教 育 長	垣 花 健		
	政 策 調 整 監	宇 地 原 由 人		
	総 務 課 長	松 田 力		
	住 民 課 長	石 川 聖 子		

令和5年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（令和5年9月14日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第37号～議案第49号まで）
3	議案第37号	専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第3号））
4	議案第38号	専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第4号））
5	議案第39号	専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第5号））
6	議案第40号	令和5年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について
7	議案第41号	令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
8	議案第42号	令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
9	議案第43号	令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
10	議案第44号	令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
11	議案第45号	令和5年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
12	議案第46号	令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
13	議案第47号	令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
14	議案第48号	座間味辺地に係る総合整備計画の変更について
15	議案第49号	工事請負契約について
16		報告（報告第3号～議案第6号まで）
	報告第3号	令和4年度健全化判断比率の報告について
	報告第4号	令和4年度資金不足比率の報告について
	報告第5号	令和4年度決算に基づく「引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」についての報告
	報告第6号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（沖縄県町村土地開発公社）
17	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
18	同意第5号	座間味村副村長の選任について
19		提出議案の説明（同意第6号～同意第8号）
20	同意第6号	座間味村農業委員会委員の任命について（西田吉之介）
21	同意第7号	座間味村農業委員会委員の任命について（与那嶺房子）
22	同意第8号	座間味村農業委員会委員の任命について（照喜名雅子）
23	発議第5号	座間味村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について
24	発議第6号	県産品の優先使用に関する決議

○ 議長（宮平喜文）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 中村秀克議員及び6番 宮平清志議員を指名します。

日程第2．議案第37号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第3号））から、議案第49号 工事請負契約についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今日も一日よろしくお願いをいたします。それでは議案の説明をさせていただきますが、昨日同様、せんだって行われた全員協議会の中で数字等の詳細につきましては説明をさせていただきましたので、簡潔に説明をさせていただくことを御了承いただきたいと思います。

議案第37号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第15号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度座間味村一般会計補正予算第3号（別紙）

【専決処分理由】

阿佐地区の防災無線の不具合を解消するため、ウハマコテージ周辺の樹木を伐採するための予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和5年6月19日

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

令和5年度座間味村一般会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,574,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月19日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰入金		57,962	397	58,359
	2 基金繰入金	57,629	397	58,359
歳入合計		1,574,441	397	1,574,838

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費		15,988	397	16,385
	1 消防費	15,988	397	16,385
歳出合計		1,574,441	397	1,574,838

議案第38号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度座間味村一般会計補正予算第4号（別紙）

【専決処分理由】

学校給食共同調理場のクーラーが故障し、食品衛生管理上支障をきたしている。安心安全な給食を提供できるよう、新たなクーラーを設置するため予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和5年7月28日

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

令和5年度座間味村一般会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,575,808千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年7月28日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰 入 金		58,359	970	59,329
	2 基 金 繰 入 金	58,359	970	59,329
歳 入 合 計		1,574,838	970	1,575,808

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		352,698	970	353,668
	6 保 健 体 育 費	130,551	970	131,521
歳 出 合 計		1,574,838	970	1,575,808

議案第39号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度座間味村一般会計補正予算第5号（別紙）

【専決処分理由】

台風6号対応に係る人件費、被災箇所の災害復旧工事及び修繕等を早急に行うために予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和5年8月21日

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

令和5年度座間味村一般会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,152千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,591,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月21日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰入金		59,329	16,152	75,481
	2 基金繰入金	59,329	16,152	75,481
歳入合計		1,575,808	16,152	1,591,960

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		355,114	990	356,104
	1 総務管理費	307,834	990	308,824
9 消防費		16,385	462	16,847
	1 消防費	16,385	462	16,847
11 災害復旧費		0	14,700	14,700
	1 農林水産施設 災害復旧費	0	8,341	8,341
	2 公共土木施設 災害復旧費	0	4,345	4,345
	4 その他公共施設、公用施設 災害復旧費	0	2,014	2,014
歳出合計		1,575,808	16,152	1,591,960

議案第40号

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

令和5年度座間味村一般会計の補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,629千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,707,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月13日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		87,177	5,393	92,570
	1 村 民 税	34,346	2,084	36,430
	2 固 定 資 産 税	38,054	3,159	41,213
	3 軽 自 動 車 税	4,030	150	4,180
12 使用料及び手数料		77,734	△2,088	75,646
	1 使 用 料	72,443	△2,144	70,299
	2 手 数 料	5,291	56	5,347
13 国庫支出金		60,417	4,176	64,593
	2 国庫補助金	30,320	4,176	34,496
14 県支出金		269,513	8,318	277,831
	2 県補助金	212,545	7,526	220,071
	3 県委託金	41,392	792	42,184
17 繰入金		75,481	△20,941	54,540
	1 特別会計繰入金	0	29,809	29,809
	2 基金繰入金	75,481	△50,750	24,731
18 繰越金		30,000	123,490	153,490
	1 繰越金	30,000	123,490	153,490
20 村 債		6,000	△2,719	3,281
	1 村 債	6,000	△2,719	3,281
歳入合計		1,591,960	115,629	1,707,589

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		35,039	791	35,830
	1 議会費	35,039	791	35,830
2 総務費		356,104	85,589	441,693
	1 総務管理費	308,824	86,185	395,009
	2 徴税費	16,114	△596	15,518
3 民生費		180,722	△879	179,843
	1 社会福祉費	143,406	△879	142,527
4 衛生費		165,208	7,676	172,884
	1 保健衛生費	93,906	1,781	95,687
	2 清掃費	71,302	5,895	77,197
6 農林水産費		49,623	1,075	50,698
	1 農業費	17,712	440	18,152
	2 林業費	18,922	365	19,287
	3 水産業費	12,989	270	13,259
7 商工費		144,105	10,370	154,475
	1 商工費	144,105	10,370	154,475
8 土木費		134,351	3,863	138,214
	1 土木管理費	24,354	2,183	26,537
	2 道路橋りょう費	8,362	587	8,949
	3 河川費	5,183	2,533	7,716
	4 港湾費	12,444	77	12,521
	5 下水道費	34,172	△991	33,181
	7 空港費	33,182	△526	32,656
9 消防費		16,847	1,157	18,004
	1 消防費	16,847	1,157	18,004
10 教育費		353,668	5,868	359,536
	1 教育総務費	117,924	2,346	120,270
	2 小学校費	50,466	3,605	54,071
	5 社会教育費	3,531	△83	3,448
	6 保健体育費	131,521	0	131,521
13 諸支出金		11,332	119	11,451
	2 公営企業費	11,332	119	11,451
歳出合計		1,591,960	115,629	1,707,589

第2表 地 方 債 補 正

単位：千円

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
臨時財政対策債	6,000	△2,719	3,281	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 (借入時期) 令和5年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	6,000	△2,719	3,281			

議案第41号

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月13提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,854千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,575千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13提出

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		28,689	2,221	30,910
	1 国民健康保険税	28,689	2,221	30,910
11 繰越金		1	26,633	26,634
	1 繰越金	1	26,633	26,634
歳入合計		207,721	28,854	236,575

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		7,850	284	8,134
	1 総務管理費	7,822	284	8,106
2 保険給付金		134,004	1,580	135,584
	3 出産育児諸費	421	1,580	2,001
3 国民健康保険事業納付金		62,816	1,165	63,981
	1 医療給付費分	44,379	895	45,274
	2 後期高齢者支援金等分	12,685	△23	12,662
	3 介護納付金分	5,752	293	6,045
9 諸支出金		50	25,825	25,875
	3 繰出金	0	25,825	25,875
歳出合計		207,721	28,854	236,575

議案第42号

令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,883千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	4,468	4,469
	1 繰越金	1	4,468	4,469
歳入合計		6,415	4,468	10,883

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		6,294	484	6,778
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	6,294	484	6,778
3 諸支出金		6	3,984	3,990
	2 繰出金	0	3,984	3,984
歳出合計		6,415	4,468	10,883

議案第43号

令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度座間味村航路事業特別会計の補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,577千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ925,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		832,047	119	832,166
	3 営業外収益	1	119	120
2 繰越金		1	48,458	48,459
	1 繰越金	1	48,458	48,459
歳入合計		877,048	48,577	925,625

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		517,625	10,569	528,194
	7 港費	3,396	269	3,665
	9 船費	273,452	10,300	283,752
2 営業費用		144,319	△416	143,903
	3 船舶備船料	3,119	△458	2,661
	5 店費	129,602	42	129,644
3 財産費		142,670	38,424	181,094
	2 積立金	0	38,424	38,424
歳出合計		877,048	48,577	925,625

議案第44号

令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月13日提出

令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		58,806	563	59,369
	1 繰入金	58,806	563	59,369
7 繰越金		1	5,737	5,738
	1 繰越金	1	5,737	5,738
8 村債		39,800	6,000	45,800
	1 村債	39,800	6,000	45,800
歳入合計		156,295	12,300	168,595

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		117,598	12,300	129,898
	1 営業費	117,598	12,300	129,898
歳出合計		156,295	12,300	168,595

第2表 地 方 債 補 正

単位：千円

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
水道事業債	19,900	3,000	22,900	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 (借入時期) 令和5年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
過疎対策事業債	19,900	3,000	22,900			
計	39,800	6,000	45,800			

議案第45号

令和5年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,064千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,202千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13日提出

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		34,172	△991	33,181
	1 繰入金	34,172	△991	33,181
5 繰越金		0	2,055	2,055
	1 繰越金	0	2,055	2,055
歳入合計		60,138	1,064	61,202

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		34,987	1,064	36,051
	1 下水道事業費	34,987	1,064	36,051
歳出合計		60,138	1,064	61,202

議案第46号

令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,544千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13日提出

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		6,704	△60	6,644
	1 繰入金	6,704	△60	6,644
6 繰越金		1	1,056	1,057
	1 繰越金	1	1,056	1,057
歳入合計		18,548	996	19,544

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		14,254	996	15,250
	1 漁業集落排水事業費	14,254	996	15,250
歳出合計		18,548	996	19,544

議案第47号

令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,016千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13日提出

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		3,000	△102	2,898
	1 繰入金	3,000	△102	2,898
6 繰越金		1	183	184
	1 繰越金	1	183	184
歳入合計		10,935	81	11,016

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		10,195	81	10,276
	1 農業集落排水事業費	10,195	81	10,276
歳出合計		10,195	81	11,016

議案第48号

座間味辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第8講の規定により、座間味辺地に係る総合整備計画書の変更について議会の議決を求める。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味辺地に係る総合整備計画（令和4年度から令和8年度）について、村内航路建造事業の追加が生じ、総合整備計画の変更について議会の議決を経る必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第49号

工事請負契約について

座間味港緑地公園照明設備更新工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第5項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 座間味港緑地公園照明設備更新工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 70,400,000円(消費税込み)
- 4 契約の相手方 沖縄県豊見城市字我那覇445番地12
株式会社 大輝
代表取締役 外間守光

令和5年9月13日

座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

座間味港緑地公園照明設備更新工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

以上、よろしくお願いをいたします。

○ 議長(宮平喜文)

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第3. 議案第37号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村一般会計補正予算(第3号))を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村一般会計補正予算(第3号))を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第37号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村一般会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認されました。

日程第4. 議案第38号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村一般会計補正予算(第4号))を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村一般会計補正予算(第4号))を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第38号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村一般会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第39号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村一般会計補正予算(第5号))を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

今日一日よろしくお願ひします。7ページをお開きください。7ページの真ん中あたりです。災害復旧費、農林水産施設災害復旧費で1番の林業施設に関してはもらった資料で全部確認できました。金額も合っていましたが、2番の漁業施設がもらった資料には入っていなかったんですけれども、これはどちらのほうの修繕になるか教えてください。

○ 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(中村 悟)

今日一日よろしくお願ひします。この漁業施設、災害復旧の修繕費なんですけれども、阿真漁港に台風6号で堆積したアダンの葉っぱとか擬木の処理で37万3,000円の補正を組んでおります。

○ 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

あと次の8ページです。8ページの一番下、項目4のその他公共施設・公用施設災害復旧費なんです、頂いた資料4番の公共施設・公用施設災害復旧費の合計金額と合わないんですけれども、この頂いた資料と補正で組まれた金額との差額77万1,780円が出てきますが、これに載っている以外でどこを修繕したか教えてください。

○ 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(中村 悟)

修繕費の14万8,000円なんですけれども、これは阿真キャンプ場のコテージを修繕しております。

○ 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

災害復旧費のその他の公共施設・公用施設の災害復旧費の修繕費です。まず防災無線、その他阿嘉・慶留間の掲示板、また庁舎内の停電用の非常用発電機が故障していますので、その修繕となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

じゃあ、この資料4には全てのどこを直すという金額が入っていないということです。専決理由の中に、資料を開けて見開きの防災無線で100万円計上されて、その下にその他は多分もろもろ入っていますが、この辺をまとめて214万円になっているのか。あと今発電機の修理と言いましたが、阿嘉の防災用の発電機がもう使えなかったです。そういったのも、例えばこの間、文江議員と見に行つて、コンテナに入っている5台の発電機、ああいったものも確認しての修繕になりますか。それとも、あれはもう全く確認していないことになりますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この200万円の中におきまして、お手元の資料の4に関しては、これは全て防災無線関連が100万円で、その他の残りが掲示板とか、186万6,000円の中に庁舎の非常用発電機等が入っております。今防災倉庫につきましては、先日御指摘もありましたので、そちらのほうは一旦消防団と連携して再度確認して、そこから修理が必要なのか各消防団と協力しながら、今後の予算計上になると考えています。今回の災害復旧費に関しては、あくまでも台風6号関連でおかしくなったところだけ計上させてもらっています。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

先日少し内訳のほうをお話しさせていただいたんですけれども、金額の内訳といたしましては、阿嘉・慶留間の掲示板の修繕が15万1,000円、それから庁舎にあります自家発電機の修理費が47万3,000円、慶留間の消防の車庫ですね、写真にございます車庫の修理が24万3,000円、防災無線のシステムの修繕が100万円ということになっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっと確認だけさせてください。阿嘉の前浜道路をずっと西側に行ったところにあるカーブミラーの修繕も入っていましたでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

全協のときにもお答えしたんですが、この専決の中には入っておりません。次の議案の補正、議案第40号の補正予算の中の道路維持修繕費の中に含んでおります。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第5号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第39号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

日程第6．議案第40号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

おはようございます。今日一日よろしくお願ひします。13ページの衛生費のさくらねこの件です。一番下の欄です。さくらねこの手術委託料とありますが、この内容について全協のときにお聞きしたんですけれども、上の消耗品費というのは、これは全然さくらねことは別なものとして理解していいんでしょうか。需用費。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

今日一日よろしくお願ひします。25万円の消耗品は、歩きタバコ、ポイ捨て禁止等の周知をするための路上ステッカーの購入費用です。さくらねこはまた別になります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。さくらねこの出張手術委託料ということで69万9,000円、これが計上されていますが、前の全協でもお聞きしたんですが、東京から獣医がボランティアで来ていただけるということで、その詳細を頂いたんですけれども、交通費等、交通費というか航空費、これが1人10万円以上になっていますけれども、これが掛ける3になっているんですが、これの内容はどうなっているか教えていただけますか。2名の方が来られるということなんですが、お願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

獣医師が2名と、あと助手の方が1名の3名分です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

とても早く一斉去勢はしていただきたいということでみんな願っているとは思いますが、この中で例えばこの一斉去勢をするのに東京からのボランティアということで先生が来ていただけるのはすごくありがたいんですけども、例えば沖縄本島でそういう獣医がいたのか、いなかったのか。そういうことは調べられましたか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

一斉手術をされた市町村の状況も、情報を確認しながら進めていたんですけども、県内の獣医師をお願いする場合ちょっと時間がかかるということで、今回ボランティアの方がたまたまいらっしやったのでお願いすることにしておりますが、今後は財政の負担も考慮して県内の獣医師は探していきたいと、それで実施していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

そうですね。今回初めてやるということで、何頭ぐらい手術ができるかとか、そういうのは初めての試みだと思います。それで、あとボランティアの方たちもいらっしやいます。その力っていうのはとても大きいと思うし、それによって避妊手術する頭数も変わるといいますので、ぜひボランティアの方と、またボランティアの方も、せめて飲み物とかお弁当とか何か出してくれるとありがたいのかなって思います。初めての試みなのでどういうふうになるか、事前準備もきちんとやらなければ、せっかく東京から来ていただける獣医なので、それを一度成功させて、1回ではこれは済まないことだと思います。ほかにたくさん地域猫はいるので、また次回、来年も行えるような次の予算もつけていただきながら、今回成功させていただきたいと思います。そしてボランティアの方ともよく練って、計画を立てて、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

御意見ありがとうございます。さくらねこの手術は非常に慎重に行わないと、猫が死亡してしまうケースや感染症にかかってしまうケースがあるとドクターのほうから聞いています。そのため今月、自費で獣医が座間味のほうに見えて、ボランティアと話し合おうということになっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。ぜひ成功するように、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっと今回の補正に入っているかどうかだけお伺いしたいんですけども、阿嘉島のターミナルの男子トイレ、女子トイレ側に入っていくてからの待合所に入るところのドアもサッシもフレームも歪んでいて、開閉時、風が強いときはちょっと危ないので通らないでくださいという形やっていますが、その補修は今回の補正に入っていますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

今回の補正には組んでおりません。すみません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

一応あのドアは修理が必要というのは御存じでありますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

報告は受けております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

シーズンが終わって冬の間にはできるだけ直していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

関連してトイレのことなんですが、和式から洋式に変更するという昨日の説明でもありましたが、そのときは阿嘉の話しかしていなかったような気がするんですが、座間味の緑地公園のトイレも和式から洋式になる予定か、ちょっとお伺ひいたします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

座間味の緑地公園も対象となっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

16ページの一番上、商工費の二種免許取得の助成事業、これは私の記憶では令和4年度もやって、昨日の決算でも聞いたんだけど補正が上がっていますので、前回のその事業に何名が応募して、試験に受かったのか受かっていないのかという情報が来ていませんので、分かればお知らせをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

令和4年に実施しました助成事業なんですけれども、応募者は一人もいませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ということは新たに再募集という形で……、ちょっと残念ですね。これで二種免許取得がないと村営バスの運行も、運転手が少ないというのは分かっていますので、できるだけ応募者がたくさんいて村営バスの事業に関わることができればいいなと思うんですが、公募を大々的にやって応募者が来て、この事業の資金をうまく活用して二種免許を取っていただければと思います。以上です。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今回同じところなんですけれども、令和4年度分は応募なしということで、今回全協で55歳までということとで伺っているんですけれども、この公募は全く同じ内容で出しているんですかね。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

55歳まで年齢を引き上げて公募しております。そして負担金を8割に増やしております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

訂正します。「負担金」ではなくて「補助金」です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

18ページのこれも一番上、消防費の消防車車庫修繕、これは専決の中の慶留間の消防車庫とはかぶっていないですね。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今回の補正予算に関しましては座間味の車庫の、ちょっと電源が必要なものですから、消防車のバッテリーが上がるため、その費用となっております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

すみません、15ページに戻ります。一番下の観光費の中に、観光関連施設維持管理委託費ということで182万2,000円がありますが、これは内容的にどういったことか分かればお知らせください。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

これは阿嘉・慶留間、各展望台の草刈り作業委託費となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

17ページの一番下です。消防費の非常備消防費というところに消耗品とかいろいろあるんですが、これに関しては、例えば私が昨日言っていた避難所のパーテーションとか、そういうのとかも備品の中に含まれていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今回に関しては、現在台風6号等で使った消耗品等の再購入となっております。今御指摘のパーテーションとかはやはり防災倉庫の中身も見ながら、この辺もまとめて整理して12月に出せたら、議案として出せるように準備していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。いつ何があるか分からないので、ぜひそういう部分は早めに取り揃えて、また何かあったときには利用できるような形にしてほしいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

8ページに戻って、固定資産税の滞納金のものが書いていないんですけども、その滞納金に対するものも入れての回収率というのは、これはパーセンテージは出してもらえないかなと思うんですけども、どれぐらいの回収ができるのかというのをですね。かなり今回滞納金があったみたいで、固定資産税ですね。それに対する、これは滞納金込みでのパーセンテージを出してほしいなと思うんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず令和4年度の徴収率が92.9%、おととしが93.7%、現年度分がですね。やはり近年コロナ禍で徴収のほうも強化できませんでしたのでちょっと低いパーセンテージになっていますが、冒頭で村長がお話したように、まず基本的には100%。100%というのは、所有者不明のところもありますので基本的には95%を上回ればと考えております。滞納につきましては、滞納分につきましても昨年度が11%を、おととしが2.6%でした。今回からは滞納のほうも督促、催促、戸別訪問、電話催促等、積極的に職員が行っておりますので、滞納分に関しても40%を目標に頑張っていきたいと思っております。あと悪質な方には、昨日も申し上げましたように予算の差押え等そういった口座の、そういったものを押さえて徴収の強化をしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひ徴収に力を入れて頑張ってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

質疑ではないんですけれども、11ページの総務管理費、一般管理費の旅費です。全協で話しして竹富のほうに研修に行ったり、研修を今後人材育成で行うということで、ぜひどんどんそういった研修制度を取り入れて人材育成に力を入れてほしいと思います。私も議員になっていろんな研修へ行ったり、南部広域、介護保険広域連合へ行ったりして、横のいろんな議員と話しして問題を共有したり、そっちはどうやっているのかとか、外の意見を聞いたり、外の問題を知ることで、また僕ら座間味村にとっては何が必要かとか、そういったことを持ち帰って島のために、村のために頑張ろうという気になりますので、ぜひどんどんそういったのに使うお金は大賛成ですので、役場職員もみんな頑張っていますので、ぜひ今後ともよろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

西田議員、どうもありがとうございます。私も4月からリーダー会議ということで課長の次のクラスの皆さんに集まっていたいて、いろいろ意見交換をしています。その中で特にいろいろ情報を交換させてもらっているのは、今の行政にないものにやっぱり気づこうということで、総合計画も10年引いたりということでもかなり長いスパンになるんですけれども、その未来を実現していくために、やっぱり今いろいろ考えないといけない。要は今ない素材に気づいて取り組んでいくためには、やっぱり知見を広げていくという

ことの必要性というところは、今皆さんと意見交換をしているというところなんですね。ちょうどそのときに村長のほうからも竹富の事例だったり、いろいろ教わりながらチャンス을いただいているので、こういったところで有効活用できたらいいなということを考えています。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第40号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第41号 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

7ページ、2款保険給付金、出産育児一時金が当初予算の3倍ぐらいの補正が組まれているんですが、どういった内容でしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

こちらは今年度出産の支出予定が4名分の計上として上げております。1人当たり50万円で、当初で42万円計上していただきましたので、差額分の158万円を今回計上しております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

修正します。出産の予定の見込みが変わりましたので、計上しております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

これは子供が増えるということで非常にありがたいことでもあります。確かに人が産まれるのは予想が厳しいかもしれないんですが、こういうことで補正を組むことは、子供が増えるということですから非常にありがたいです。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにごいませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

すみません。確認だけなんですけれども、決算概要、昨日やったやつの実質収支額が令和4年度の国民健康保険で出ています。これが今回のこの補正の歳入の繰越金というところに入ってくるという流れですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今お話しのありました令和4年度の、基本的に前会計です。令和4年度の繰越金を令和5年度の歳入として計上させてもらっています。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第41号 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第42号 令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第42号 令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第43号 令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ちょっと私、分からないので教えていただきたいんですが、台風のとくに船が欠航します。欠航してやっているんですけども、今回その台風手当ということで80万円ついています。これはどういう、お休みじゃないかなって、自分なんかはその船が出ないということは船員もそのときは休みになるのかなって思うんですけども、どういうシステムというか、教えてほしいです。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

暴風警報が発令された場合、船員は船で待機というふうになっておりますので、台風手当が増額になるということです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

じゃあ、お給料プラス台風手当ということで暴風警報が出ている日にちというか、それは船に乗っているんですか。それとも、どこかで待機しているんですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

船の中で待機をしております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

分からなかったので知れてよかったです。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

7ページの真ん中、説明のほうのドック費600万円と修繕費。修繕の内容と、これはドックが先なのか、修繕が先なのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今のは訂正します。勘違いでした。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

こっちには載っていないんですけども、これから先のことですね。今、航空会社とかそういういろんなチケットの取り方がどんどん進化していっていますので、この辺がやっぱりこういうのもどんどんこれに切り替わっていくんじゃないかなと。スマホで全部椅子も確保するとか、そういう席も全部確保していますよね。前売り、前取りとかいろんなのがどんどん頻繁化されていますよね。こういう形でこれから先、ネットで全部予約していくというようなものが当たり前ようになってきているんですよ。それが我が村にも、この船の便もそういうような指定席を取れるような時代が来ると思うんですよね。そういうのもやっぱりこれから先、進化していかないといけないんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺も検討しているいろんな形で、やっぱりキャッシュレスでいろんな形で予約先取りとかそういうのもやっていく時代が来ると思うんです。その辺もよくよく、これから先どんどん検討していきたいと私は思いますので、その辺についてはいかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提言ありがとうございます。やっぱり今時代の流れは、いわゆるDXも含めていろいろな形で便利な社会になってきている中で私たちも、私たちの行政、船だけではなくてDX化を含めた住民に寄り添った、あるいは御利用者に寄り添った形での住民サービスであったり、船舶の予約発券システムを改良していかないといけないというふうに考えているところは私たちも一緒でございまして、そういった状況の中で座間味村なりに、例えばタッチ・アンド・ゴーができるように船はなりました。まだまだ改良の余地はあろうかと思いますが、そういったところも含めてしっかりやっていきたいというふうに思っておりますが、ただ、そうはいいつつも、やはりインターネット等についての認識がまだまだ、認識といいますか、サクサクと使えないような御高齢の方がいたりということも踏まえますと、やっぱり両方が使えるような、いわゆる御利用者の立場になった形での船舶の運営であったり、行政運営は必要なのかなというふうに考えておりますので、その中で何ができるかということだというふうに認識しております。そういった中で座間味村は、私が言うのも何ですが、ほかの公営企業の航路事業に比べますと非常に進んでいる状況がございまして。インターネット予約、それからクレジット決済等含めて、沖縄県内どころか全国でも公営企業の中ではいち早く取り組んでいるところだと思いますし、ちょっと話は飛びますけれども会計の支払い、税金等でもクレジットカードが使えるようになった。調整監に来てもらっているいろいろ頑張っている部分もございまして、そういったところも利用勝手がいいような形でやっていっているところではございます。

昨日の決算の中でも、交通系のカードが使えるようにしたらどうかという御提案もありました。私たちもいろいろ検討はしているところなんです、例えば沖縄県のモノレールとバス独自のOKICAというカー

ドがございますが、OKICAの場合ももともとは全国で使われている交通系のカードを導入したいというふうに沖縄県も考えていたそうなんですけれども、やはり料金が変わったりとか、いろいろな路線があったりとかということでシステム更新が非常に多いらしいんですね。となると、維持管理費が相当かかる。そこに沖縄のモノレールのカードも踏まえて、今はできるようになりましたが、当時やろうとした場合には何千万円以上のお金がかかるということで、独自の交通系のシステムであるOKICAを導入したというふうに聞いております。今ではOKICA以外にもSuicaとかそういう交通系、全国で使っているのが使えるように一部になってきておりますけれども、そういった状況を踏まえながらもいろいろな補助金を活用して今の現状ができておりますので、単費でやるという非常に厳しい状況がございます。補助金を活用しながら少しでも利便性のいい、いわゆるネットでも、そうじゃなくても利便性のいいような仕組みづくりにはこれからは鋭意取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方の御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私が議員になって1年目の後半に、こういうキャッシュレスはどうかという事で案は出したんですけども、処理が難しいということでそういう話もあったんですけども、今はもうキャッシュレスが当たり前になっていますよね。これだけ進化してきたということですので、やっぱりシーズンオフを、航空会社なんかでもシーズンオフには東京に往復でも5,000円ぐらいで行けるぐらいの、それぐらいの割引をしますので、そういう早取りをすれば安くなるとか、そういうものがまた活性化するんじゃないかなと思うんですけども、その辺もよくよく考えて検討していただきたいなと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。できるだけそのように努めていきたいと思ひます。ただ一つだけ、私たちは補助航路でございまして、事前で申請してはいますけれども、赤字が出た場合には国、県、それと地元自治体から公営企業に赤字補填の補助金を流すんですね。そのときの赤字の計算の仕方というのは、あくまでも正規の料金が設定されておりますので、それを割り引いて販売して売上が上がったとしても、赤字になった場合は、当初のもらえるべき基本料金はしっかりもらっていないでしょうという御指摘が出てくる可能性がございます。そういったところも踏まえながら私どもは高速船の運営、フェリーの運営をさせていただいているところでございますので、割引は非常にできればありがたいと思ひますが、なかなかしづらい状況であるということも御理解いただきたいと思ひます。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

船舶修繕費、7ページの真ん中です。さっきのドック費、当初で7,700万円余り組まれて、これは大体年間定期ドック、清潔ドックですね、ドックは決まった回数あって、大体前年度と同等の予算の組み方で

やと思うんですが、700万円追加ということは、これはいわゆる物価高騰でそのドック費が上がったとか、そういう関係で上がったのか。じゃなければ、緊急にまたドックする予定があるのか。また、修繕費の100万円は何に使うのか教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

ドック費なんですけれども、当初見込んでおりましたドック費用よりも物価高騰等で増加したために増額というふうになっております。それから下にあります修繕費なんですけれども、高速船の油漏れや舵等のこういったいろんな機器の不具合が出ているために補正を組んでいるところであります。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

このくい止めの修繕は、これはいわゆる泊港の港に浮いている、動いていない、停泊中の中で修繕が可能な、もしくは揚げなくても、いわゆる造船場に持っていかないといけないような修理なのか。港の中でできる修繕なのか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

油漏れ等は停泊時にもできると思うんですけれども、舵等の修繕になりますとドック期間中に修繕というふうになります。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ということは舵の修繕ではない。修繕も。ということはドックに揚げる。じゃあ、この600万円は物価高騰じゃなくて……。ということは、いわゆる揚げるわけですよ。舵の修繕ということは。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

12月にドックを予定しておりますので、そのときにそういった不具合の部分を修繕するということです。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

じゃあこれは定期ドック、清潔ドックで揚げたついでに修繕ということですね。この600万円はさっき言った物価高騰による追加補正という形ですね。分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

もう一つは、島民の車の予約に関してです。それがやっぱり今那覇、港のほうに電話しないといけないというのが、やっぱりバイクもそうになっているんですね、今。それを向こうの予約があやふやなことを言うときもあるものですから、それでかなり予約が取れないときがあるもんで、ネットのほうでそれを空きがある

のかないのかというのを分かる方法は、それは取れないものなんですか。それを自分で予約を入れるとか、ネットで。それぐらいできるんじゃないかなと私は思うんですけども、向こうのほうも、ターミナルのほうもネットを見てやるわけですから、空きがあるかないかというのを。その辺もインターネットでつながれるようなことはできないものなのかなと思うんですけども、その辺いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

ネット等で車両の予約等の話なんですけれども、今そういった仕組みづくりがまだされていませんので、その辺すぐにはできないと思うんですけども、検討の余地はあるのかなというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それは一番、工事現場の方から言われたんですよ。工事される方から、なかなか返事がないと。工事が前に進めないと。予定も立てられないということで、前もって入れようとしているんですけども、その前もって取れないというようなものが、やっぱり仕事に支障を来しているのではないかなと私は思うんですけども。もう一つはオートバイのほうも、バイクのほうもほとんど、例えば島から乗ろうとしたら「予約していますか」って。もちろん予約しないといけないんですよ。それは分かります。分かるんですけども、一旦こっちでは往復で取りますけれども、またターミナルに電話してくださいということになって、ターミナルで予約を入れて、また帰る日に並んで予約を取ってくださいということになっているんで、その辺はちょっと一回でこの物事は済まされるんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺についていかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

この件に関しましては詳細を確認して、後で報告したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第43号 令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第44号 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第44号 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第45号 令和5年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和5年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第45号 令和5年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第46号 令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

7ページの修繕費ですけれども、以前阿嘉の下水処理場は基盤が勝手に溶けて、やがて火事になる寸前でしたが、そういったものの老朽化、変えないといけないものの修繕費で組まれているものでしょうか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

修繕費の46万円につきましては、吉之介議員が言われるとおりの前回コンデンサーの火災の修繕費となっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第46号 令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第47号 令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第47号 令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第48号 座間味辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 座間味辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第48号 座間味辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第49号 工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番(又吉文江議員)

今回の公園の照明設備ということで7,040万円かかります。沖縄は昼間も暑いので、夜いろいろ動ければ村民の健康促進にもなるのかなと思っています。これだけのお金をかけるのであれば、ぜひ活用できるようにいろいろ考えていただきたいなと思っています。もちろん電気代はかかるんですけども、そういう部分も村民には免除していただくとか、みんながそんな遅くまでじゃなくても8時、9時ぐらいまで、ちょっと涼しくなって運動がしたいというような雰囲気になればいいなと思っています。今後そういうどうやって活用するかというところで、検討をよろしくお願いいたします。

○ 議長(宮平喜文)

垣花 健教育長。

○ 教育長(垣花 健)

御提案ありがとうございます。この施設は以前からナイター祭り等で活用されていたんですけども、数年前の台風で全部壊れてしましまして、今回一括交付金を活用して整備をさせていただきます。目的としては村内のイベントはもちろんなんですけれども、隣に歴史文化・健康づくりセンターがあります。歴史文化・健康づくりセンターともタイアップも図りながら、広く利活用を呼びかけていきたいと考えております。

○ 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありますか。5番 中村秀克議員。

○ 5番(中村秀克議員)

教育長が言ったように私もナイター祭り等で何回か出ておりますが、私の記憶によれば多分4基あったと思うんですが、この説明書を見ると掲揚台の横、また階段施設の近くに合計2基ある。これは新設する、新

規増設ですか。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

はい、そのとおりです。今まではサード側に2基、ファースト側に2基、4基だったと思いますが、今回レフト側とライト側、以前からちょっと暗いよということだったと思うんですけども、そちらのほうに新設をします。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

これだけあれば、以前はなかなか外野側が見つらくて、これだといわゆるグラウンド全体も大体、野球以外のほかの何か事業にも使えるんじゃないかなと思います。非常に増設はありがたいです。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

この設備によって料金の変更はございますか。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

現段階での料金の改定は考えておりません。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

工期ですが、この議会の議決または専決処分があった日の翌日から令和6年3月11日ですが、その期間、工事中はこのグラウンドの利用は可能ですか。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

グラウンドの使用は可能です。ただ、工事現場の部分については若干利用制限がかかるかと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これから村民運動会、あとは使えるのであれば昼間の時間に野球、自分たちで企画してやったりもしたいと考えていますので、もし利用制限がかかるのであれば早めに掲示板等での周知をよろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは入札は何件ぐらいあったんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

指名競争でしたので、5社以上は指名させてもらっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにありますか。いいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第49号 工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 報告第3号 令和4年度健全化判断比率の報告についてから、報告第6号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（沖縄県町村土地開発公社）までの一括報告とします。

本案について、村長の報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしく願いいたします。

報告第3号

令和4年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	9.5	76.0
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

報告第4号

令和4年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
航路事業特別会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していな

いことを表す。

報告第5号

令和4年度決算に基づく「引上げ分の地方消費税収が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」についての報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき、令和4年度決算に基づく「引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費を別紙のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度 座間味村一般会計 決算

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 11,307 千円
 (歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 203,074 千円

(単位:千円)

充 当 事 業 名				経 費	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	引 上 げ 分 地 方 消 費 税 額	そ の 他
社会福祉	款 民生費	項 社会福祉費	目 老人福祉費	42,477	6,947		7,433	2,736	25,361
			身体障害者福祉費	17,360	13,200		405	3,755	
		児童福祉費	児童福祉総務費	200	63		13	124	
			児童措置費	42,840	32,452		1,012	9,376	
			次世代育成費	11,150	7,434		362	3,354	
小計				114,027	60,096	0	7,433	4,529	41,969
社会保険	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	48,997	7,707			4,021	37,269
			国民年金費	0			0	0	
			後期高齢者医療費	12,776	1,738		1,075	9,963	
小計				61,773	9,445	0	0	5,096	47,232
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	11,620	2,370			901	8,349
			予防費	10,556	4,511		525	538	4,982
			母子衛生費	5,098	877		1,720	244	2,257
小計				27,274	7,758	0	2,245	1,682	15,589
合 計				203,074	77,299	0	9,678	11,307	104,790

報告第6号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（沖縄県町村土地開発公社）の経営状況を次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。

○ 議長（宮平喜文）

これで報告を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程第17. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者について、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の諮問を求める。

記

住 所 座間味村字 [REDACTED]

氏 名 市村 志津子

生年月日 [REDACTED]

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

座間味村人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要がある、人権擁護委員法（昭和24年法律

第139号) 第6条第3項の規定により議会の諮問を求める必要がある。

これが、本諮問を求める理由である。

以上です。

○ 議長(宮平喜文)

以上で提出議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

お伺いします。この方の任期の期間はどれぐらいになりますでしょうか、お伺いします。

○ 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

○ 住民課長(石川聖子)

任期は3年となります。

○ 議長(宮平喜文)

ほかにありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、推薦することに決定いたしました。

日程第18. 同意第5号 座間味村副村長の選任についての同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

それではよろしく願いいたします。

同意第5号

座間味村副村長の選任について

座間味村副村長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

なお、任期は令和5年10月1日から令和9年9月30日とする。

記

住 所 座間味村字 [REDACTED]
氏 名 宮平 真由美
生年月日 [REDACTED]

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村副村長の任期満了に伴い、新たに任命する必要がある、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める必要がある。

これが本同意を求める理由である。

よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

これで選任案件の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっと幾つかお伺いしたいことがあるのでお聞きします。まず、この副村長を新たに再任、任命する件についてですが、過去に8年間、副村長という仕事に就いてもらった宮平真由美さんなんですが、幾つか事実確認をした上で進めたいと思います。まず第一に、パワハラ事件の示談について再度ちょっと経緯の説明とパワハラがなかったという説明を、もう一度説明いただけますでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。まず初めに確認をさせていきたいと思います。今パワハラ裁判というような、パワハラについてという話でしたが、この裁判案件につきましては、パワハラという言葉は訴訟の中で出てくる言葉でございまして、そもそも最初の内容といたしましては解雇をさせていただいた職員がおりました。その解雇が妥当なのかどうかという、先方からの解雇に対する不当解雇だという訴えからの裁判であったということはまず最初に御確認をさせていただきまして、パワハラ裁判ではないということはまず先に話をさせていただいた上で申し上げたいと思います。

裁判の流れの詳細につきましては、副村長のほうで裁判をずっと見てきておりますので詳細は伝えさせていただきますが、まず私のほうからお話をさせていただきたいのは先ほどの1点と、もう1点は私の管理監督の下で副村長ほか職員の皆さんは働いてもらっているところがございます。そういったのも含めてしっかりと私が職員との連携をさせていただく中でも今回の不当解雇の栽培につきましては、私どもは不当解雇ではなかったというふうに認識をしておりますし、パワハラもなかったというふうに認識をしております。この件は裁判の中でも私たちの主張としては最後までしっかりと申し伝えてきておりまして、相手側の言い分を「そうです」というふうに言ったことは一回もないということはまず御承知おきをいただきたいということ。それと示談に至っては、よく言われるのは、示談ということはあっちが訴えていることを全部認めたと

いうことではないんですかという話ではありますが、私たちは過去にも話をさせていただきましたが、そういうことではなくて今回の訴えについては、私たちは全面に違うと反論をさせていただいたということが一つ。それから裁判がこのまま長引くことが続くと、裁判所が神戸地方裁判所だったということがありまして、まずそこに対する裁判費、弁護士費用、それからそこから旅費等を含めた裁判費用、さらにはこれが長引くと職員が帯同をしてそこで証言をしたり、あるいは証人喚問の中で職員以外の方ももしかしたら証人として招聘をする可能性がありまして、そういったもろもろの経費等を勘案した場合には、示談の金額がありましたので、そちらと対して変わらないか、もしかしたらそれ以上の支出が出てくるだろうということ。それから私たちが提出させていただいている各種裁判の証拠書類についても、私たちの一存では出せない書類が多々ございまして、それがちゃんと出せばしっかりと私たちの言い分が通るんじゃないかとは思いますが、そういった書類もなかなか出せない。これは先方、先方というのはいろいろな書類を作った、あるいは事実関係を聞いた方々がよしとしない書類については出せなかったということも含めて、もろもろ総合的に勘案をした結果、私どもといたしましては顧問弁護士とも相談した結果ですが、示談で終わらせたほうが経費的なもの、あるいは職員の負担的なものも含めて妥当ではないかということで私たちは示談をすることに決めたというのが事実でございますので、ぜひともその辺は御承知おきをいただいて、さらに裁判の経緯につきましては副村長のほうから説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

では私のほうから説明のほうをさせていただきます。今回この裁判は、前から申し上げているとおりの多くの方が証人として関わっております。個人情報の観点から全てを裁判の証拠書類として提出することはできませんでした。それは御承知おきください。「副村長のパワハラ裁判」とのマスコミの見出しでは、副村長からパワハラを受けて不当に解雇されたと思われるがちでございますが、事実は解雇と原告に対する干渉とは分離されて主張されて、決してパワハラ裁判ではございません。私に解雇を決定する権限はありませんが、解雇の判断材料となる住民や公的機関からの聞き取りや、原告に関わる関係者を集めての検討会議を責任者として調査、取りまとめをいたしました。私が個人的に決定したわけではなく、関係者から出た御意見を、職員を指導する立場である私が原告に伝えたものであり、パワハラではなかったことを御理解ください。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。もう3点あるんですけども、次、行きますね。

村長、副村長がいる間に船舶の横領事件もありました。それについての責任等もいろいろ追及されたと思いますが、今後横領がもうできないような体制づくりを強化しないといけないと思いますが、それについてどういった組織全体としての見直しとか取組を行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質疑でございますが、横領事件は本当に多くの方々に御心配、御迷惑をおかけしております。村民のみならず全国の公務員の皆さんに対しても信用を失墜させてしまったということで、これまでの議会でも答弁をさせていただき陳謝をさせていただくとともに、私どもも減給という形で村長、担当した課長は責任を取らせていただいたという経緯がございます。そういった状況の中で再発防止策、いろいろな施策を

展開させていただいております。これまでも一般質問、あるいは議会の中でも御説明を差し上げてきておりますが、改めて今回の副村長の選任について御質疑がございますので、概略を副村長のほうから説明させていただきますと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

先ほど西田議員から御質疑がありました責任に関しては、ただいま住民訴訟において法的に結論が出されることとなりますが、私どものほうとしては横領事件を受けまして公金マニュアルを作成いたしました。さらにキャッシュレス化の推進、船舶の発券システムの改修を行っております。詳しくは調整監のほうから説明をしてもらいたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

では御説明いたします。今、副村長からありましたところを少し詳細に御説明いたします。まず2022年2月、去年の2月ですね、ここで公金取扱いマニュアルが制定されております。2022年4月、昨年4月ですが、私を含めた2名が金融出身ということで現金の取扱い、公金取扱いの厳格化に着手するという目的で2名、出向させていただいております。私のほうは会計課長として役場全体の現金、公金取扱いの厳正化、あとはこの公金取扱いマニュアルの遵守というところに定着してまいりました。もう1名是那覇出張所の係長として、この公金取扱いマニュアルの実務的なところでのサポートというところで現場に入って実践いたしました。その中で、その実務担当者私のほうで作り上げたマニュアルが実はこれです。那覇の事務所のほうには、まず具体的な運用マニュアルがなかったというところがございます。後ほどちょっと御紹介しますが、システム開発もございましたので、そのシステムを活用した事務フローをどういうふうにするのかというところで誰もが同じ実務ができるように、当然業務的に牽制が効くような仕組みづくりというところをここにしっかり網羅して運営ができるような形になっています。結構な量です。もし興味があればぜひ。

その後、全事務所、那覇、座間味、阿嘉のほうに防犯カメラ設置のほうもしっかり設置させていただいております。あとチケットの販売についてですけれども、今まで私もちょうどここに着任した当初はもぎりのタイプだったんですね、紙。これが一つ事故発生要因でもありましたので、そこは前課長の頃から進めていたQRコードを活用することで、乗船の明確化というところの中でキャンセルの有無、そういったのもシステムの的に管理できるような仕組みがしっかり構築されたというところなんです。これはまた副次的にもウェブ予約のシステム、ウェブ予約でクレジット決済というところまでの取扱いがシステムの的にできるようになった一つきっかけにもなりましたので、要は事故発生原因である窓口業務の負担軽減をこれで一応されたというところなんです。皆様もよくとまりんで座間味の並び具合と渡嘉敷の並び具合と比較していただいたら、かなりの改善が見られるというところについても御理解あるのかなというふうに思います。

続きまして、今ちょっと申し上げたようにこのシステムと、あとは自動釣銭機、この現金処理を手払いで全部やっていたところを機械に変更していくということで、要は妨害、このシステム上、経理上の外にあるお金を発生させない。要はこれがまたある意味、横領等の原資になるということもありましたので、こういったのも今なくなっていますよというところなんです。関連しまして全体のリテラシー、要はお金の取扱いに関する理解を深めていただくというところも一つきっかけではあったんですが、先ほど村長からもありましたように会計課のほうでもキャッシュレスの導入を進めて、3月から導入したというところがございます。2023年4月、先ほど御覧いただいたマニュアルをベースとした運営を外部委託するというところで、アウ

トソーシングを実現したという形になっています。受託会社のほうは金融機関系のグループであります「みらいおきなわ」という会社になりますが、みんな金融機関の人間で構成されています。彼らがこの現金取扱いに関する管理監督というところを現場で日々行っているというようなところで、要は管理体制が今強化されているというところがございます。

併せて2023年6月、この監査マニュアルというものも整備しまして、私は一応会計管理者でありますので毎月1回、抜き打ちで那覇事務所のほうを監査するというのをやっております。これは当然にこのマニュアルに沿った運営、運用ができているかというところの確認になりますが、細かい事務のチェックではないです。あくまでも、なぜこういう事務運用になっているのかということは当然横領が出ないように、現金事務をしっかりやってもらうためのものなんですけれども、それで要はリスクが内在していないかというところを前提に私は監査をしていると。事務検査ではなくて監査をしているというところなんです。併せて、そこは職員一人一人にも面談をする仕組みを取っていて、カウンセリングという仕組みを取っているんですけども、ここにやっぱり職員に不平不満がないかとか、健康状態に問題ないかとか、そんなことも少しヒアリングさせてもらいながら、やっぱりそこに動機がないかというところについてももしっかり確認をさせてもらうというようなことまで、今、毎月させていただいています。要は私の監査の目的というところについても派遣職員やスタッフ一人一人にしっかり御認識いただきながら、日々ちょっと緊張感も持って事務所運営に携わっていただいているというところがございます。私のほうからは以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。この横領事件をきっかけに座間味村のお金に関する取扱いが徹底されて、なおかつ働く人たちも働きやすい環境づくりにつながることを今後もよろしくお願いします。

次にお伺いしますが、任期期間が令和5年10月1日から令和9年9月30日と4年間ありますが、この4年間、任期期間をしっかり全うする覚悟があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質疑でございます。本日同意されました4年間の与えられた任期は全うする決意ではございますが、現村長に任命されておりますので政権交代等、辞任せざる事由がございましたら、残念ではありますが任期途中で辞任ということもございます。ただ、任期にこだわらず村民が安心して暮らすことができるよう、日々課題解決に努める所存です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

しっかりとよろしくお願いします。

最後にですけれども、副村長として村を支えてきた中で約8年間、もし再任をこの議会をもってされたならば、座間味島、阿嘉島、慶留間島、それぞれどういった今後の振興を考えているのか。また、どんなことをなし得たいのか、お聞かせください。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

早いもので就任して8年が過ぎようとしております。就任して1期目は庁舎の建設、それから株式会社二一・ざまみの清算。2期目は家庭的保育、保育園の開設。また、コロナ感染症対策と、一番大きな事件でございました横領事件の捜査に関する警察との対応に追われてまいりました。さらに、2期目は幾つもの裁判に関わってきました。本日議員の皆様にご同意をいただきましたら、私が長期にわたり関わってまいりました保健福祉サービスの向上に向けて村長の政策の下、取り組んでいきたいと思っております。先ほど御意見がございました件なんですけれども、阿嘉島、慶留間島のサービスの格差の解消に向けても尽力していきたい。さらに職員の資質向上、人材育成にも取り組んでまいります。具体的には村長と今計画しているのが、こちらの座間味村にはない歯科診療所の開設です。そういったことを考えております。また、別なんですけれども今現在抱えている、残っている3つの裁判に関しても早期解決を目指していく所存でございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。もう長いこと行政の畑を歩いてきた真由美さん、今後とも村の皆さんもそうなんですけれども、役場職員の人材育成に力を入れてもらいたいと思っております。私からの質疑は以上です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほど西田議員からも出た不当解雇の件で自分の支持者と、やはりあの報道が大きかったんですね、本当にね。やっぱり不審というか、そのことをなぜ公費で裁判費用を払わなきゃいけなかったのかとかいろいろ聞かれます。その中で村民にこのことを説明していただくということが副村長からしていただけたらありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この裁判の内容につきましては、先ほど説明がありましたように多くの方々に証言をいただいている、非常にシビアな部分がございます。ですので、なかなか皆様方、村民の皆さんに説明できない、表に出せない資料もありますので、説明については非常に厳しいかと思っております。裁判の内容については公表されておりますし、私のコメント、本人のコメントも含めてマスコミ等でも紹介されました。また、この議会の中でも紹介といいますか、お話をさせていただいているので、この件について改めて住民に説明会をする計画は考えておりません。

それから裁判費用については個人で出すべきではないかという意見があるという話も、私も間接的に聞いております。今回の件に関しまして、私が職務をやる中で職務命令として副村長に指示をして裁判をすること、あるいは裁判の方向性、最終的には議会の同意が必要ではありますが示談にすることも私の指示でしております。業務の中の一環でいろいろな仕事もしていただいているので、本人からは自分でこの裁判費用の支払いをしたいという申出もございました、実は。これはまだ公表しておりませんが。ありましたが、これに関しましては少なくとも私が命令をして仕事の中で、業務の中でしていただいている裁判ですので、これは個人で払うべきではないということで私のほうでお断りをしておりまして、しっかりとこれは仕事の中で公費で払うべきだというふうには私は考えております。そういったことも含めて皆様に御理解をいただいたというふうに認識しておりますので、ぜひともその辺は御承知おきをいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

じゃあ村長からとしてこういうコメントを村民に、今、議会じゃなくて村民に座間味だよりでもいいので、そういったことを載せるという意思是全くないということでもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

もう一度再考はさせていただきますが、現時点では特段載せようという気はございません。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

当初から何度も申し上げているんですけれども、原告、もちろん相手方がいらっしゃいます。もう一度この話をまた広報するとしたら、じゃあ誰だったの、どうだったの、誰が何て言ったのということが、また同じような形で広がると思います。私一人ではなく、先ほど申し上げたように多くの証人の方が関わっています。また、原告のこともございます。原告にも家族がおります。いろんな詮索をされることがあると思います。そういったことをもう一度、示談が終わった後でまた報道するというか、広報に載せるというのは控えたいかなと思います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

ほかに質疑ありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

同じことを何度も言っていると言われていたんですけれども、やっぱり自分も議員として選ばれた一人として、その支持者に対して、また村民に対してどういう態度を取ろうかなって昨日の夜も眠れないでいました。いろいろ自分も言われている中で、やっぱり最終的に民主主義なので多数決ということで決まると思います。ただ、今回の副村長の再任、逆に昨日も話したんですけれども、村長がよそで活躍されているというのもすごいことかなというふうに思うんですけれども、やっぱりそれには副村長がしっかりしているからということもあると思います。そういう中で今回反対した場合、自分はどうなのかな。どういうふうになるのかなということもいろいろ考えました。やっぱり自分は反対したいと思います。次の副村長に関しては、別にそれはどなたになるかそれは分からないんですけれども、一応民主主義なので自分の意見としては容認できないということを申し上げたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

本案に対して異議がありますので、起立によって採決します。

(宮平真由美副村長 退場)

本案に対して賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第5号 座間味村副村長の選任について同意を求める件については、原案のとおり可決されました。

(宮平真由美副村長 入場)

進行します。日程第19. 同意第6号から同意第8号、座間味村農業委員会委員の任命を求める案件について提案者の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

同意第6号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字 [REDACTED]

氏 名 西田 吉之介

生年月日 [REDACTED]

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要がある、農業委員会等に関する法律(昭和26年3月31日法律第88号)により議会の同意を得る必要がある。

同意第7号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字 [REDACTED]

氏 名 与那嶺 房子

生年月日 [REDACTED]

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要がある、農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）により議会の同意を得る必要がある。

同意第8号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字 [REDACTED]
氏 名 照喜名 雅子
生年月日 [REDACTED]

令和5年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要がある、農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）より議会の同意を得る必要がある。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出者からの説明を終わります。

日程第20、同意第6号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件についてを議題とします。

西田議員は地方自治法第117条の規定により除斥対象となりますので、退場を求めます。

（西田吉之介議員 退場）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

これで討論を終わります。

これから同意第6号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める案件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第6号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める案件については、同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩

(西田吉之介議員 入場)

再 開

○ 議長(宮平喜文)

再開します。

日程第21. 同意第7号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める案件についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

これで討論を終わります。

これから同意第7号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める案件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第7号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める案件については、同意することに決定いたしました。

日程第22. 同意第8号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める案件についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

これで討論を終わります。

これから同意第8号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める案件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第8号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める案件については、同意することに決定いたしました。

日程第23. 発議第5号 座間味村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号 座間味村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号 座間味村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

発議第5号

令和5年9月14日

座間味村議会議長 宮平喜文 殿

提出者	座間味村議会議員	宮平清志
同上	座間味村議会議員	中村秀克

座間味村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

この条例は、本村における議会議員（以下「議員」という。）が村に対し請負（地方自治法（昭和22年

法律第67条)第92条の2に規定する請負、(以下同じ)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

座間味村議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、座間味村議会議員(以下「議員」という。)が座間味村に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における座間味村に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

日程第24. 発議第6号 県産品の優先使用に関する決議についてを議題とします。

発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第6号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第6号 県産品の優先使用に関する決議について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第6号 県産品の優先使用に関する決議は、原案のとおり可決されました。

発議第6号

令和5年9月14日

座間味村議会

議長 宮平喜文 殿

提出者 座間味村議会

議員 西田吉之介

賛成者 座間味村議会

議員 又吉文江

県産品の優先使用に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

県産品の優先使用に関する決議

県産品奨励運動は、県産品の需要拡大を図ることで、県内企業の育成強化と雇用拡大を促進し、もって県経済の活性化を推進することを目的として業界、行政及び消費者団体などが一体で進めている活動であります。

本土復帰から50年を迎えた昨年度、沖縄県は「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定しました。本基本計画において、製造業をはじめとするものづくり産業を本県経済の一翼を担う戦略的産業として、持続的な発展と県産品の県内市場に向けた拡大を目指すとしております。

地場産業振興の一番の近道が「県産品の愛用」です。県産品愛用は地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しております。琉球大学が試算した「県産工業製品の県内自給率調査」でも、自給率向上による経済・雇用効果は大きな値を示しており、今後、景気回復に伴う需要をしっかりと取り組んでいくためにも今

まで以上に全県民一体となって取り組む必要があります。

つきましては、われわれ業界も生産技術及び品質の向上に向けて、懸命に努力をしてまいりますので、貴職におかれましても「2023年県産品奨励月間」の趣旨をご理解いただき、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用について下記のとおり特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

県産品の優先使用について、議会で「県産品愛用宣言」を決議していただき県産品の啓蒙啓発に努めていただきますようお願い申し上げます。

本村においても、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用について、意識の高揚を図るとともに、啓蒙啓発に努めるよう決議する。

令和5年9月14日

沖縄県座間味村議会

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和5年第3回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会（午後0時25分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 清 志